

## 住居確保給付金申請に関する Q&A

川口市生活福祉 1 課

Q.1 「個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少し、離職等と同等程度の状況である」とは具体的に同のような状況を指しますか。

A.1 経済社会情勢の変動等により個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指します。フリーランス・個人事業主等の雇用以外の形態で就業している方については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指します。

(例1) フリーの音楽家で、参加予定であったイベントが自粛のため中止が相次いだ場合

(例2) 景気の悪化により事業所が休業となり、アルバイトのシフトが減った場合

(例3) 飲食業を営んでおり、自粛のため予約客からキャンセルが相次いだ場合

Q.2 学生は支給対象者となりますか。

A.2 学生の場合、世帯の主たる生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

(例1) 定時制等夜間の大学等に通いながら常用就職を目指す学生

(例2) アルバイト等により、学費や生活費等を自ら賄っていたが、これまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している学生

Q.3 内定取消を受けた学生は、支給対象者となりますか。

A.3 世帯の主たる生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

Q.4 外国人は支給対象者となりますか。

A.4 日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

Q.5 現在、常用就職をしている者（既に内定を受けている者）は支給対象者となりますか。

A.5 住居確保給付金は、常用就職を目指し、安心して求職活動を行うことができるよう、家賃相当額を支給するとともに、再就職を支援するものであるため、すでに常用就職を達成している方は基本的には支給対象とはなりません。

ただし、常用就職をしている方であっても、離職等を原因として低収入の状態が続いており、また、住居確保給付金を受けながら更に安定した、あるいはより高い収入の得られる就職先を探す場合などの事情によっては、支給対象となる場合があります。

Q.6 病気やケガで休職してしまい収入が不足したのですが、支給対象者となりますか。

A.6 休職中であっても求職活動要件は残ります。求職活動及び常用就職をすることができない場合は、支給対象とはなりません。